

## 放課後児童の支援のあり方検討会の現況について(報告)

### 1. 会議開催

日時：平成 25 年 9 月 9 日(月) 午後 1 時 30 分から

場所：文化会館 3 階第 3 練習室

### 2. 会議内容

(1) 浦安市放課後児童の支援のあり方検討会設置要綱について

(2) こどもの現状と課題について

①就学前児童及び児童の動向と推計等について

②児童の放課後の過ごし方について

③教育環境をめぐる現状と課題について

④その他の子どもたちを取り巻く環境の変化

⑤放課後児童の支援施策の現状と課題について

⑥目指す子ども像と具体的な子どもの姿

⑦浦安市子育て支援総合計画に掲げる基本理念と施策の方向性

(3) 放課後児童の支援のあり方として進むべき基本方向について

(4) 子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査(案)について

(5) 今後のあり方検討会スケジュールについて

(6) その他

### 3. 検討内容のまとめ

本市における児童の動向や現状、事業課題などについて委員間での共通理解を図るとともに、現状と課題を踏まえた中で、優先すべき課題や実現の可能性、コンプライアンス等を考慮し、放課後児童の支援のあり方を整理していくこととした。

地域子ども・子育て支援事業としての「放課後児童育成クラブ」については、最優先として事業計画を立案するとともに、その他の放課後児童に関連する事業についてのあり方についても整理し、検討を進めることとした。

### 3. 今後の予定

- ・ 10月18日(金)第2回放課後児童の支援のあり方検討会開催
- ・ 児童推計などから児童育成クラブ入会児童数の推計や余裕教室の状況や今後の推移などについて検討を図る。

## 浦安市放課後児童の支援のあり方検討会設置要綱

(設置)

**第1条** 本市における放課後児童の支援のあり方を検討するため、庁内に「浦安市放課後児童の支援のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第59条第1項第5号に掲げる放課後児童健全育成事業に関する計画案の立案を行うこと。
- (2) 放課後児童の支援のあり方に関すること。
- (3) その他特に市長が必要と認めたこと。

(組織)

**第3条** 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、こども部長の職にある者を、副委員長は、こども部次長(青少年課担当)の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 このほか委員長が指定する関係課の職員を加えることができる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、延長することができる。

(会議)

**第5条** 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

**第6条** 検討会に専門的知識、見解を有するアドバイザーを置くことができる。

- (1) 浦安市専門委員
- (2) 学識経験者

- (3) 学校関係者
- (4) その他見識を有する者  
(庶務)

**第7条** 検討会の庶務は、こども部青少年課において処理する。  
(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

#### 別表 (第3条第3項)

1	こども部長
2	こども部次長 (青少年課担当)
3	こども家庭課長
4	青少年課長
5	企画政策課長
6	教育政策課長
7	学務課長
8	指導課長
9	教育施設課長
10	生涯学習課長
11	高洲公民館長

### (5) 放課後児童の支援のあり方検討会検討スケジュール

検討会開催日	会 議 内 容	市子ども子育て会議等
第1回 (25.9.9)	○浦安市放課後児童の支援のあり方検討会設置要綱について ○放課後児童の現状と課題について ○放課後児童のあるべき姿について ○ニーズ調査(案)について ○今後の検討スケジュールについて	9/27 第2回会議 ・ニーズ調査(案)の検討 ・後期子育て支援総合計画の評価(課題整理)
第2回 (25.10中旬)	○放課後児童の支援の基本方向(案)について ・第一回会議を踏まえ放課後児童の方向性の検討 ○児童及び余裕教室推計について ○入会児童推計の考え方について ○児童育成クラブの提供体制の確保について (余裕教室活用検討委員会の取り扱いを検討)	・ニーズ調査開始 ・後期子育て支援総合計画の評価(課題整理)
第3回 (25.12初～中旬)	○児童育成クラブの目標事業量、提供体制、時期等の検討 ○異年齢児交流促進事業について ○その他事業について	12月下旬 第3回会議 ・ニーズ調査結果集計 ・計画の方向性の検討
第4回 (26.1下旬)	○地域子ども子育て支援事業に係る計画素案について ○異年齢児交流事業及びその他事業の方向性について	・支援事業計画の方向性、骨子案の検討 国…基準の取りまとめ(年内)
第5回 (26.2～3)	○地域子ども子育て支援事業に係る計画原案について (市第四回会議での意見聴取を踏まえ) ○仮称児童育成クラブ設管条例案・規則の検討 (設備及び運営に関する基準)	2月下旬 第4回会議 ・計画の方向性・骨子案の検討 国…放課後基準省令の作成、公布(年度内)
第6回 (26.5)	○仮称児童育成クラブ設管条例案等について	5月上旬 第5回会議 ・条例案等に対する意見聴取 ・パブリックコメントの実施
第7回 (26.7)	○パブコメを踏まえた仮称児童育成クラブ設管条例案について	7月下旬 第6回会議 ・パブコメ結果を踏まえた条例案等の検討
9月定例会に上程		